

## 議案第57号

### 令和3年度尼崎市一般会計補正予算（第15号）

令和3年度尼崎市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ236,486,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表市債補正」による。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		73,705,649	88,905	73,794,554
	10 国庫補助金	26,610,101	88,905	26,699,006
75 市債		18,050,507	215,900	18,266,407
	05 市債	18,050,507	215,900	18,266,407
歳入合計		236,181,639	304,805	236,486,444

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
50 教育費		19,540,543	304,805	19,845,348
	10 小学校費	1,583,514	264,706	1,848,220
	15 中学校費	1,027,685	40,099	1,067,784
歳出合計		236,181,639	304,805	236,486,444

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	特別支援学級教室整備事業	22,422
50 教育費	10 小学校費	各種施設整備事業	242,284

変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
50 教育費	15 中学校費	各種施設整備事業	116,330	156,429

第3表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
学校施設整備事業費	限度額 2,511,200	限度額 2,627,600



一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補正 1 5 号)

議57-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	73,705,649	88,905	73,794,554			
10 項 国庫補助金	26,610,101	88,905	26,699,006			
50 目 教育費補助金	915,296	88,905	1,004,201	学校施設環境改善交付金	88,905	○ (教育委員会事務局) 補助率 1 / 2 ・ 1 / 3 88,905 学校施設環境改善交付金の追加内示に伴う 補正

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	18,050,507	215,900	18,266,407			
05 項 市 債	18,050,507	215,900	18,266,407			
50 目 教 育 債	2,661,400	215,900	2,877,300	学校施設整備事業債	215,900	○ (教育委員会事務局) 各種施設整備事業等の実施に伴う補正 215,900





歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 中学校費	1,027,685	40,099	1,067,784	特定財源 40,099 一般財源 0			
10 目 学校建設費	324,787	40,099	364,886	国庫支出金 13,499 市 債 26,600	12 委 託 料	8,500	○ 各種施設整備事業費（教育委員会事務局） 学校施設環境改善交付金の追加内示に伴う補正
					14 工事請負費	31,599	

## 2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

## 追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	特別支援学級教室整備事業	22,422	国の補正予算による事業の前倒しに伴い、事業の年度内完了が見込めないため
50 教育費	10 小学校費	10 学校建設費	各種施設整備事業	242,284	国の補正予算の活用に伴い、事業の年度内完了が見込めないため

## 変 更

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
50 教育費	15 中学校費	10 学校建設費	各種施設整備事業	補正前の額 116,330 補正額 40,099 補正後の額 156,429	補正前 工程の見直し等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため 補正後 国の補正予算の活用等に伴い、事業の年度内完了が見込めないため

議案第58号

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例について

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する  
条例の一部を改正する条例

尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年尼崎市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給すべき期末手当に関する特例措置）

2 尼崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議員報酬等条例」という。）第5条第1項の規定に基づき令和4年6月に支給すべき期末手当（以下「対象期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の議員報酬等条例第5条第2項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、議員報酬等条例第5条第1項の規定に基づき令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額に相当する額（以下「調整額」という。）を控除した額とする。この場合において、調整額が基準額以上の額となるときは、同項の規定にかかわらず、対象期末手当は、支給しない。

（委任）

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(説 明)

市議会議員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第59号

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
について

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員の採用  
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す  
る。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の給与に関する条例及び尼崎市一般職の任期付職員  
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員の給与に関する条例(昭和32年尼崎市条例第24  
号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」  
に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の12  
0」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。  
(尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部  
改正)

第2条 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例  
(平成22年尼崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項中「100分の127.5」を「100分の120」  
に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給すべき期末手当に関する特例措置)

2 尼崎市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第2  
1条第1項の規定に基づき令和4年6月に支給すべき期末手当(以下  
「対象期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給

与条例第21条第2項（同条第3項の規定及び第2条の規定による改正後の尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに給与条例第21条第4項及び第5項（同項の規定を改正後の任期付職員条例第4条第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第22条の3第1項及び第2項の規定その他の期末手当の額の算定に関する条例等の規定で市長が別に定めるものにかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、給与条例第21条第1項の規定に基づき令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、その退職した日。以下「基準日」という。）における次に掲げる職員（基準日において給与条例の適用を受けていた者をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（以下「調整額」という。）を控除した額とする。この場合において、調整額が基準額以上の額となるときは、同項の規定にかかわらず、対象期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（給与条例第4条に規定する再任用職員をいう。以下同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該ア又はイに定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 尼崎市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年尼崎市条例第16号）その他の市長が別に定める条例等の規定に基づき令和3年12月に期末手当が支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「給与条例第21条第1項の規定に基づき令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、その退職した日。以下

「基準日」という。)における次に掲げる職員(基準日において給与条例の適用を受けていた者をいう。以下同じ。)の区分に応じ当該号に定める割合を乗じて得た額に相当する」とあるのは「尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号)の適用を受ける者その他の市長が別に定める者との権衡を考慮して市長が別に定める」と、「同項」とあるのは「給与条例第21条第1項」とする。

(委任)

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(説明)

職員の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。





議案第60号

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年尼崎市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給すべき期末手当に関する特例措置）

2 尼崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「給与等条例」という。）第3条第1項の規定に基づき令和4年6月に支給すべき期末手当（以下「対象期末手当」という。）の額は、この条例による改正後の給与等条例第3条第2項及び給与等条例第3条第3項の規定その他の期末手当の額の算定に関する条例等の規定で市長が別に定めるものにかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、給与等条例第3条第1項の規定に基づき令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額に相当する額（以下「調整額」という。）を控除した額とする。この場合において、調整額が基準額以上の額となるときは、同項の規定にかかわらず、対象期末手当は、支給しない。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(説明)

市長及び副市長の期末手当の支給月数を改定するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。